

ベトナム
産業財産に関する行政上の罰則措置政令
2010年9月21日政令 No. 97/2010/ND-CP
2010年11月9日施行

目次

第 I 章 総則

- 第 1 条 適用範囲
- 第 2 条 適用対象
- 第 3 条 罰則措置及び救済
- 第 4 条 侵害商品又はサービスの評価

第 II 章 行政上の罰則措置を受ける違反行為

第 1 節 工業所有権活動の管理に関する規定の違反行為

- 第 5 条 工業所有権の確立，行使及び保護手続に関する規定の違反行為
- 第 6 条 工業所有権保護表示に関する規定の違反行為
- 第 7 条 工業所有権代理に関する規定の違反行為
- 第 8 条 工業所有権鑑定に関する規定の違反行為
- 第 9 条 工業所有権検査及び審査に関する規定の違反行為

第 2 節 工業所有権の権利侵害及び不正競争

- 第 10 条 発明，実用新案及び回路配置の権利侵害
- 第 11 条 標章，地理的表示，商号又は意匠に係る権利の侵害
- 第 12 条 偽造標章又は地理的表示を付した商品の生産，輸入，取引，輸送又は販売目的での保管
- 第 13 条 偽造標章又は地理的表示を付した印章，ラベル又は物品の生産，輸入，取引，輸送，又は販売のための保管
- 第 14 条 工業所有権分野における不正競争

第 III 章 罰則措置をとる権限

- 第 15 条 違反行為を処理する権限
- 第 16 条 科学技術監査機関の罰則措置をとる権限
- 第 17 条 情報通信監査機関の罰則措置をとる権限
- 第 18 条 市場管理官の罰則措置をとる権限
- 第 19 条 税関官吏の罰則措置をとる権限
- 第 20 条 公安官吏の罰則措置をとる権限
- 第 21 条 競争管理局局長の罰則措置をとる権限
- 第 22 条 県及び省レベル人民委員会議長の罰則措置をとる権限
- 第 23 条 抑止及び罰則確保措置を適用する権限

第 IV 章 違反行為処理手続

第 24 条 違反行為の処理を請求する権利並びに違反行為の発見及び処理において主導権を取る権限

第 25 条 違反行為処理の授権された請求

第 26 条 違反行為処理の請求

第 27 条 違反行為処理を求める請求書の受領及び審査

第 28 条 違反行為を特定するための証拠及び情報の提供

第 29 条 争いのある違反行為の処理

第 30 条 違反行為の処理拒絶又は処理停止

第 31 条 違反行為処理における協調

第 32 条 抑止及び行政上の罰則措置確保策の適用

第 33 条 行政上の罰則措置手続

第 34 条 罰則措置決定の執行

第 35 条 行政上の罰則措置決定の修正，抹消又は無効

第 36 条 違反行為実行に使用された物的証拠及び手段の処理

第 37 条 違反行為の実行に使用された商品，物的証拠及び手段の没収及び処理の手続

第 V 章 施行規則

第 38 条 経過規定

第 39 条 施行効力

第 I 章 総則

第 1 条 規定の範囲

本政令は、工業所有権に関する行政上の違反行為、罰則の形態及び段階、救済、違反行為処理を求める書面による請求を提出するための手続、違反行為処理を求める書面による請求を解決するための権限及び手続、工業所有権に関する行政上の違反行為に罰則を科すための罰則措置権限及び手続、並びに決定の執行を規定する。

第 2 条 適用対象

ベトナムの組織及び個人、外国の組織及び個人であつて、ベトナムにおいて工業所有権の国家管理に関する規則の違反行為及び工業所有権の侵害行為又は工業所有権に関する不正競争行為を犯すもの、並びにその他の組織及び個人であつて、工業所有権に関する行政上の違反行為処理に拘わるもの。

第 3 条 罰則措置及び救済

1. 行政上の違反行為の各々は、主要罰則措置である警告及び罰金の何れかに処す。
 - a) 警告は、行政上の罰則措置法令第 13 条及び当該違反行為に対する警告措置の適用を認める本政令の関連条項に規定された事案における違反行為に科される。
 - b) 罰金は、本政令の関連条項に規定された行政上の違反行為の各々について定められた罰金区分に従って科される。罰金の最高額は、5 億ドンである。
2. 違反の性質及び程度に応じて、違反者は、次の 1 又は複数の追加措置を受ける可能性がある。
 - a) 行政上の違反行為の実行に使用された物的証拠及び手段を没収すること。これには、次のものが含まれる、すなわち、偽造の標章又は地理的表示を付した商品、当該品の生産又は取引に主に使用された原材料、資材及び手段；侵害要素を付した印章、ラベル、包装及びその他の物品；侵害要素を含むサービスの提供手段及び広告媒体を含む事業手段；修正、消去又は偽造された保護証書、証明書又はその他の書類。
 - b) 工業所有権代理業務の開業認定証、鑑定人認定証、又は鑑定人開業資格認定証の使用権を、期限付きで又は無期限に剥奪すること
 - c) 侵害製品又はサービスの生産、取引又は提供を期限付きで停止すること
3. 主要及び追加罰則措置に加え、違反者は、次の 1 又は複数の救済措置をとることを強制される可能性がある。
 - a) 当該人の商品又は事業手段にある侵害要素の除去を強制し、広告、媒体及びコンピューターネットワークも含む当該人の事業手段にある侵害商品又はサービスに関する情報又は表示の除去を強制し、又は侵害要素を含むドメイン名称若しくは企業名称を変更若しくは取り消すこと
 - b) 偽造の標章又は地理的表示を付した商品、又は工業所有権の侵害商品、当該商品の生産又は取引に主に使用された原材料、資材及び手段の、非商業目的での流通又は使用を強制すること。ただし、当該行為が工業所有権所有者によるその権利の行使を妨げないことを条件とする。
 - c) 工業所有権を侵害する通過商品のベトナム領域からの追放を強制し、又は当該商品にあ

る侵害要素を取り除いた後に、偽造された標章若しくは地理的表示を付した商品、又は当該商品の生産若しくは取引に主に使用された輸入手段、原材料及び資材の再輸出を強制すること

d) 違反行為に係る侵害要素、商品、証拠及び手段であって、侵害要素を除去することができないもの、又は人の健康、家畜、植物及び環境に害を及ぼす侵害商品、並びに侵害要素を有する印章、ラベル、包装及びその他の物品の廃棄を強制すること

e) 工業所有権に関する表示の修正又は追加を強制すること

f) 工業所有権に関する誤った表示をしている文書に関し、過誤の公開訂正を強制すること

g) 散逸した物的証拠又は違反行為の手段の没収を強制すること

h) 行政上の違反行為の実行から得られた不法収益を国庫へ入金すること

4. 軽減及び加重の事情は、次の軽減事情と共に、行政上の罰則措置法令第 8 条及び第 9 条に規定される。

a) 小規模な初犯

b) 関連する工業所有権の保護の状態について知らないか又は知る条件を有さない者によって犯された違反行為

5. 工業所有権に関する行政上の罰則措置の時効は、行政上の罰則措置法令第 10 条に従う。

第 4 条 侵害商品又はサービスの評価

1. 罰金区分及び罰則措置権限を決定するための基礎として使用する違反行為の証拠又は手段である商品の評価は、行政上の罰則措置法令の複数条を列挙して、2008 年 12 月 16 日政令 No. 128/2008/ND-CP 第 34 条に規定された理由及び原則を基礎として権限を有する者によって行われる。

2. 1. にいう理由が、罰金区分又は違反行為の実行による不法収益を決定するための基礎として使用される侵害商品又はサービスの評価に適用することができない場合は、罰則措置権限を有する者は、生産、販売若しくは輸送された商品の数量又は提供されたサービスの額であって、支払インボイス、契約書、注文書、商品引渡受領記録、出荷証、入荷証、委託証、納入証、商品輸入申告書、管轄機関への申告書に表示されたもの、及び関連書類に表示された侵害商品又はサービスの価格を基礎として、侵害商品又はサービスを評価する。関連書類に価格が表示されていない場合は、当該商品又はサービスの価格を表示する他の書類であって、侵害商品又はサービスの価格案内、製品紹介書類又は広告を含むものを基礎とすることができる。

3. 発見された侵害商品又はサービスの価値及び当該価値を決定するために使用された書類及び理由は、一件ファイルに含まれるべき行政上の違反行為の調書に明瞭に記録されなければならない。

4. 1. 及び 2. に基づいて侵害商品又はサービスを評価することができない場合は、罰金は、本政令第 10 条 13.、第 11 条 12.、第 12 条 11. 及び第 14 条 8. に基づいて科される。

第 II 章 行政上の罰則措置を受ける違反行為

第 1 節 工業所有権活動の管理に関する規定の違反行為

第 5 条 工業所有権の確立、行使及び保護手続に関する規定の違反行為

1. 次の違反行為の何れかをなす個人又は組織に対し、5 百万ドンから 1 千万ドンまでの罰金を科す。
 - a) 保護証書又は工業所有権証明書類を修正又は消去すること
 - b) 国家の利益、公共の利益、又は他の組織若しくは個人の法的権利及び利益を侵害する行為をなすために、工業所有権の確立、行使及び保護の手続を利用すること
2. 次の手続の何れかを遂行する過程において虚偽の情報及び証拠を提供する行為をなす個人又は組織に対し、1 千万ドンから 1 千 5 百万ドンまでの罰金を科す。
 - a) 工業所有権保護証の有効性の確立、認定、証明、変更、維持、延長、停止又は取消請求の手続を遂行すること
 - b) 発明の強制ライセンスに関する決定の発出を管轄国家機関に請求すること
 - c) 工業所有権の確立、行使及び保護についての審判請求又は告発をすること
 - d) 違反行為の停止、違反行為の処理、工業所有権鑑定を請求すること、又は工業所有権侵害の紛争解決又は処理において管轄機関の請求に回答すること
3. 2. に規定の場合に書類を捏造する行為をなす個人又は組織に対し、1 千 5 百万ドンから 2 千万ドンまでの罰金を科す。
4. 追加罰則措置：1. a) 並びに 2. 及び 3. に規定の違反行為について、修正、消去又は偽造された文書、書類、保護証書又は工業所有権証明書類を没収する。

第 6 条 工業所有権保護表示に関する規定の違反行為

1. 次の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対して、警告又は 3 百万ドンから 5 百万ドンまでの罰金を科す。
 - a) 工業所有権保護の対象物又は要素、工業所有権所有者、発明者、意匠又は回路配置創作者に関する不正表示を提供すること
 - b) 工業所有権の法的地位及び範囲に関する不正表示を提供すること
 - c) ライセンス契約(ライセンス表示)に基づいて生産された商品に関する不正表示を提供するか又は表示をしないこと
2. 救済：
 - a) 1. に規定する違反行為について、商品又は事業手段にある侵害要素の除去を強制すること
 - b) 1. a) 及び b) に規定する違反行為について、過誤の公開訂正を強制すること
 - c) 1. c) に規定する違反行為について、表示の修正又は追加を強制すること

第 7 条 工業所有権代理に関する規定の違反行為

1. 次の違反行為の何れかをなす工業所有権代理人に対して、警告又は 2 百万ドンから 5 百万ドンまでの罰金を科す。
 - a) 自己の名称、宛先若しくは法的地位の変更、又は工業所有権代理をすることを授権し授

権された当事者に関する変更を，工業所有権の確立及び保護の権限を有する国家機関に書面で通知することを怠ること

b) 権限を有する機関の請求にも拘らず，工業所有権代理料金，手数料及び料率を通知しない又は不誠実な通知をすること

2. 次の違反行為の何れかをなす工業所有権代理人に対して，5 百万ドンから 1 千万ドンまでの罰金を科す。

a) 工業所有権に関する争いに拘わる複数の当事者を同時に代理すること

b) 代理委任者の許可なく，保護證書の申請書を自己の判断で取り下げ，保護を放棄し，審判請求を取り下げ，又は工業所有権の確立に関するその他の行為をすること

c) 工業所有権を確立し，工業所有権紛争を解決し，又は工業所有権違反行為を処理する権限を有する管轄国家機関の請求の内容を代理の委任者に通知するのを怠ること

d) 保護證書，工業所有権証明書及びその他の決定の証拠書類を代理委任者に速やかに渡すことを正当な理由なく怠ること

e) 管轄国家機関の請求内容を関係組織又は個人に通知するのを怠ること

f) 工業所有権の確立又は工業所有権紛争の解決又は工業所有権違反行為の処理についての管轄国家機関の請求に対して，正当な理由なく実施又は回答を怠ること

g) 工業所有権代理業務の開業認定証の内容を修正又は偽装すること

h) 工業所有権法の規定又は工業所有権活動について，誤った情報の助言又は通知を意図的に行うこと

i) 工業所有権の確立，行使及び保護に関する通常の進行を意図的に阻害し，関係する権利及び利益の当事者に損害を与えること

3. 次の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対して，1 千万ドンから 1 千 5 百万ドンまでの罰金を科す。

a) 法律に規定する開業条件を満たすことなく工業所有権代理業務を行うこと

b) 工業所有権代理業務の登録及び検査，工業所有権代理業務の開業認定証の申請，又は工業所有権代理業務事業者の認定請求の手続において，書類及び資料を偽造するか，又は管轄国家機関に不誠実な情報を提供すること

4. 次の違反行為の何れかをなす工業所有権代理人に対して，1 千 5 百万ドンから 2 千万ドンまでの罰金を科す。

a) 管轄国家管理機関の種々の登録出願の受理，審査及び処理手続，審判請求並びに工業所有権違反行為処理請求に関する情報であって，未だ開示が認可されていないものを開示すること

b) 代理業務の履行中に深刻な過誤又は違反行為を犯し，国家又は社会の利益に損害を及ぼすこと

5. 追加罰則措置

a) 3. a) に規定する違反行為について，違反業務の提供を終了させる。

b) 2. に規定する違反行為について，工業所有権代理業務の開業認定証の使用権を 3 月から 6 月までの間剥奪する。

c) 4. に規定する違反行為について，工業所有権代理業務の開業認定証の使用権を無期限に剥奪する。

第8条 工業所有権鑑定に関する規定の違反行為

1. 次の違反行為の何れかをなす工業所有権鑑定機能を有する個人又は組織に対して、警告又は2百万ドンから5百万ドンまでの罰金を科す。
 - a) 鑑定指示、手続及び期限に関する規則に違反すること
 - b) 鑑定請求機関によって召喚されたときに、正当な理由なく出頭しない、又は鑑定請求機関によって請求されたときに、鑑定結論を説明しないこと
 - c) 工業所有権鑑定人認定証又は鑑定業務資格認定証の内容を修正又は偽装すること
2. 次の違反行為の何れかをなす個人又は組織に対して、5百万ドンから1千万ドンまでの罰金を科す。
 - a) 法律に規定された開業条件を満たさずに工業所有権鑑定業務を行うこと
 - b) 鑑定業務中に得た秘密情報を、関係当事者の許可なく漏洩すること
 - c) 鑑定一件書類を作成しない、又は鑑定対象の事案に関する証拠物件及び資料を保存しないこと
 - d) 他人の工業所有権鑑定人認定証を使用する、又は鑑定履行のための自己の工業所有権鑑定人認定証を他人に使用させること
3. 次の違反行為の何れかをなす個人又は組織に対して、1千万ドンから2千万ドンまでの罰金を科す。
 - a) 鑑定人の地位及び鑑定活動を自己目的に利用すること
 - b) 意図的に虚偽の鑑定結論を下すこと
 - c) 鑑定書類を許可なく修正、消去又は偽装すること
 - d) 工業所有権鑑定業務の登録及び検査、工業所有権鑑定人認定証の申請又は工業所有権鑑定組織の認定請求の手続において、書類を偽造する又は偽造された書類を使用する又は虚偽の情報を管轄国家機関へ提供すること
 - e) 法律に規定のとおり鑑定が拒絶されなければならない事案において、鑑定を意図的に行うこと
4. 追加罰則措置及び回復：
 - a) 2. a)に規定する違反行為について、違反業務提供を終了させる。
 - b) 1. a)及びc)に規定する違反行為について、工業所有権鑑定人認定証又は鑑定業務資格認定証の使用権を3月から6月までの間剥奪する。
 - c) 1. c)及び3. d)に規定する違反行為について、修正、偽装又は偽造された書類を没収する。
 - d) 3. a)に規定する違反行為について、不法収益を国庫へ入金する。

第9条 工業所有権検査及び審査に関する規定の違反行為

1. 次の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、警告又は百万ドンから3百万ドンまでの罰金を科す。
 - a) 検査若しくは審査決定又は行政上の罰則措置決定を受けることを正当な理由なく拒絶すること
 - b) 権限を有する者の請求があったとき、検査及び審査又は違反行為処理を行うために必要な資料及び必要事項を提供しないか又は不十分若しくは不正なものを提供すること
2. 次の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、5百万ドンから1千万ドンまでの罰金を科す。

- a) 工業所有権検査又は審査チームの請求，結論又は決定を，正当な理由なく遵守しないこと
 - b) 権限を有する者による工業所有権検査又は審査を阻害し，異議を唱え又は回避すること
3. 次の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し，1千万ドンから1千5百万ドンまでの罰金を科す。
- a) 工業所有権検査又は審査を行う権限を有する者を非難し，その感情を害し又は侮辱すること
 - b) 工業所有権の行政上の違反行為を検査，審査及び処理する権限を有する者による行政上の決定の執行を意図的に遅らせ，回避し又は拒絶すること
4. 次の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し，1千5百万ドンから2千万ドンまでの罰金を科す。
- a) 検査，審査，封印又は押収の対象である工業所有権違反行為の物的証拠である商品に関し，恣意的に封印を除去若しくは解除し，又は状態，数量又は種類を変更すること
 - b) 検査又は審査の対象である物的証拠又は手段を散逸又は廃棄すること
5. 救済：4. b)に規定する違反行為について，散逸した物的証拠及び手段の回復を強制する。

第2節 工業所有権の権利侵害及び不正競争

第10条 発明、実用新案及び回路配置の権利侵害

1. 侵害商品が5百万ドン以下の価値を有する場合は、事業目的で次の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、警告又は2百万ドンから4百万ドンまでの罰金を科す。
 - a) 発明、実用新案若しくは回路配置に係る権利を侵害する製品、又は発明若しくは実用新案に係る権利を侵害する方法から製造された製品を販売し、その販売の申出をし、輸送し、通過させ、保管し、販売のために展示すること
 - b) 発明若しくは実用新案に係る権利を侵害する製品、又は発明若しくは実用新案に係る権利を侵害する方法から製造された製品を利用すること
 - c) a)及びb)に規定の違反行為をなすために他人に発注し、委託し、又は他人を雇うこと
2. 侵害商品が5百万ドンから1千万ドンまでの価値を有する場合は、1.に規定の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、4百万ドンから8百万ドンまでの罰金を科す。
3. 侵害商品が1千万ドンから2千万ドンまでの価値を有する場合は、1.に規定の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、8百万ドンから1千5百万ドンまでの罰金を科す。
4. 侵害商品が2千万ドンから4千万ドンまでの価値を有する場合は、1.に規定の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、1千5百万ドンから3千万ドンまでの罰金を科す。
5. 侵害商品が4千万ドンから7千万ドンまでの価値を有する場合は、1.に規定の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、3千万ドンから5千万ドンまでの罰金を科す。
6. 侵害商品が7千万ドンから1億ドンまでの価値を有する場合は、1.に規定の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、5千万ドンから8千万ドンまでの罰金を科す。
7. 侵害商品が1億ドンから2億ドンまでの価値を有する場合は、1.に規定の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、8千万ドンから1億6千万ドンまでの罰金を科す。
8. 侵害商品が2億ドンから3億ドンまでの価値を有する場合は、1.に規定の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、1億6千万ドンから2億4千万ドンまでの罰金を科す。
9. 侵害商品が3億ドンから4億ドンまでの価値を有する場合は、1.に規定の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、2億4千万ドンから3億2千万ドンまでの罰金を科す。
10. 侵害商品が4億ドンから5億ドンまでの価値を有する場合は、1.に規定の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、3億2千万ドンから4億ドンまでの罰金を科す。
11. 侵害商品が5億ドンを越える価値を有する場合は、1.に規定の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、4億ドンから5億ドンまでの罰金を科す。
12. 事業目的のために次の違反行為をなす組織又は個人に対し、1.から11.までに規定の罰金の1.2倍に等しい罰金(ただし、5億ドン以下)を科す。
 - a) 発明、実用新案又は回路配置に係る権利を侵害する製品又は商品の設計、構築、製造、加工、組立及び包装の諸段階を含む生産を行うこと
 - b) 発明、実用新案又は回路配置の権利を侵害する方法を適用すること
 - c) 発明、実用新案又は回路配置に係る権利を侵害する製品、又は発明、実用新案又は回路配置に係る権利を侵害する方法から生産された製品を輸入すること
 - d) a), b)又はc)に規定の違反行為をなすために他人に発注し、委託し、又は他人を雇うこと
13. 1.及び12.に規定する発明、実用新案又は回路配置に係る権利を侵害する行為をなす組

織又は個人に対し、侵害商品の価値が確認できない場合は、1千万ドンから9千万ドンまでの罰金を科す。

14. 発明、実用新案若しくは回路配置に係る権利を侵害する製品、又は発明、実用新案に係る権利を侵害する方法から生産された製品の広告行為をなす組織又は個人に対し、1千万ドンから2千万ドンまでの罰金を科す。

15. 追加罰則措置

a) 1. から 14. までに規定の違反行為について、行政上の違反行為の実行に使用された物的証拠又は手段を没収する。

b) 1. から 14. までに規定の違反行為について、侵害商品の生産又は取引を3月以下の期間停止する。

16. 救済

a) 1. から 14. までに規定の違反行為について、侵害要素の除去を強制し、又は破棄を強制する。違反行為の実行に使用された商品、物的証拠及び手段であって侵害要素を除去することができないものの破棄を強制する。

b) 1. から 13. までに規定の違反行為について、侵害商品の非商業目的の配給又は使用を強制する。

c) 1. から 13. までに規定の違反行為について、通過侵害商品のベトナム領域からの追放を強制し、又は、侵害輸入商品について当該商品にある侵害要素を除去した後に再輸出を強制する。

d) 1. から 14. までに規定の違反行為について、侵害行為の実行による不法収益を国庫に入金する。

第11条 標章、地理的表示、商号又は意匠に係る権利の侵害

1. 侵害商品又はサービスが5百万ドン以下の価値を有する場合は、事業目的で次の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、警告又は3百万ドンから5百万ドンまでの罰金を科す。

a) 標章、地理的表示、商号又は意匠に係る権利を侵害する製品又はサービスを販売、販売申出、輸送、通過、保管、販売のために展示すること

b) a) に規定の違反行為をなすために他人に発注し、委託し、又は他人を雇うこと

2. 侵害商品又はサービスが5百万ドンから1千万ドンまでの価値を有する場合は、1. に規定の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、5百万ドンから1千万ドンまでの罰金を科す。

3. 侵害商品又はサービスが1千万ドンから2千万ドンまでの価値を有する場合は、1. に規定の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、1千万ドンから2千万ドンまでの罰金を科す。

4. 侵害商品又はサービスが2千万ドンから4千万ドンまでの価値を有する場合は、1. に規定の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、2千万ドンから4千万ドンまでの罰金を科す。

5. 侵害商品又はサービスが4千万ドンから7千万ドンまでの価値を有する場合は、1. に規定の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、4千万ドンから7千万ドンまでの罰金を科す。

6. 侵害商品又はサービスが 7 千万ドンから 1 億ドンまでの価値を有する場合は、1. に規定の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、7 千万ドンから 1 億ドンまでの罰金を科す。
7. 侵害商品又はサービスが 1 億ドンから 2 億ドンまでの価値を有する場合は、1. に規定の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、1 億ドンから 2 億ドンまでの罰金を科す。
8. 侵害商品又はサービスが 2 億ドンから 3 億ドンまでの価値を有する場合は、1. に規定の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、2 億ドンから 3 億ドンまでの罰金を科す。
9. 侵害商品又はサービスが 3 億ドンから 4 億ドンまでの価値を有する場合は、1. に規定の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、3 億ドンから 4 億ドンまでの罰金を科す。
10. 侵害商品又はサービスが 4 億ドンを越える価値を有する場合は、1. に規定の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、4 億ドンから 5 億ドンまでの罰金を科す。
11. 次の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、1. から 10. までに規定の罰金レベルの 1.2 倍に等しい罰金(ただし、5 億ドンを超えない)を科す。
 - a) 標章、商号、地理的表示又は意匠に係る権利を侵害する標識を付した商品の設計、製造、加工、組立て及び包装の諸段階を含む生産を行うこと
 - b) 商品上に、標章、地理的表示又は商号に係る権利を侵害する標識を有する印章、ラベル又は他の物を付した印刷、接着、貼付、型押し若しくは刻印、又は他の貼着を含む付着を行うこと
 - c) 標章、地理的表示、商号又は意匠に係る権利を侵害する標識を付した商品を輸入すること
 - d) a), b) 及び c) に規定の違反行為をなすために他人に発注し、委託し、又は他人を雇うこと
12. 1. 及び 11. に規定する標章、地理的表示又は意匠に係る権利を侵害する行為に対し、侵害商品の価値が確認できない場合は、1 千万ドンから 9 千万ドンまでの罰金を科す。
13. 標章、地理的表示、商号若しくは意匠に係る権利を侵害する標識を広告に使用する行為、又は当該標識を事業取引書類、看板、商品包装、又は事業若しくはサービス手段、又は広告媒体に表示する行為に対し、1 千万ドンから 2 千万ドンまでの罰金を科す。
14. 追加罰則措置
 - a) 1. から 13. までに規定の違反行為について、行政上の違反行為の実行に使用された物的証拠又は手段を没収する。
 - b) 1. から 13. までに規定の違反行為について、電子商取引も含め侵害商品又はサービスの生産又は取引を 3 月以下の間中断する。
15. 救済：
 - a) 1. から 13. までに規定の違反行為について、侵害要素の除去又は廃棄を強制し、侵害要素を除去することができない違反商品の廃棄を強制する。
 - b) 1. から 12. までに規定の違反行為について、侵害商品の非商業目的の流通又は使用を強制する。
 - c) 1. から 12. までに規定の違反行為について、侵害通過商品のベトナム領域からの追放を強制し、又は侵害輸入商品について当該商品にある侵害要素を除去した後に再輸出を強制する。
 - d) 13. に規定の違反行為について、広告媒体又はウェブサイト上の侵害商品又はサービスに関する情報の除去、又は侵害要素を含む企業若しくはドメイン名称の変更若しくは取下を強

制する。

e) 1. から 13. までに規定の違反行為について、侵害行為の実行による不法収益を国庫に入金する。

第 12 条 偽造標章又は地理的表示を付した商品の生産、輸入、取引、輸送又は販売目的での保管

1. 侵害商品が 5 百万ドン以下の価値を有する場合は、次の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、警告又は 4 百万ドンから 8 百万ドンまでの罰金を科す。

a) 偽造標章又は地理的表示を付した商品の販売、販売申出、輸送、通過、保管、販売のための展示をすること

b) a) に規定の違反行為をなすために他人に発注し、委託し、又は他人を雇うこと

2. 侵害商品が 5 百万ドンから 1 千万ドンまでの価値を有する場合は、1. に規定の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、8 百万ドンから 1 千 5 百万ドンまでの罰金を科す。

3. 侵害商品が 1 千万ドンから 2 千万ドンまでの価値を有する場合は、1. に規定の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、1 千 5 百万ドンから 3 千万ドンまでの罰金を科す。

4. 侵害商品が 2 千万ドンから 4 千万ドンまでの価値を有する場合は、1. に規定の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、3 千万ドンから 6 千万ドンまでの罰金を科す。

5. 侵害商品が 4 千万ドンから 7 千万ドンまでの価値を有する場合は、1. に規定の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、6 千万ドンから 1 億ドンまでの罰金を科す。

6. 侵害商品が 7 千万ドンから 1 億ドンまでの価値を有する場合は、1. に規定の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、1 億ドンから 1 億 5 千万ドンまでの罰金を科す。

7. 侵害商品が 1 億ドンから 2 億ドンまでの価値を有する場合は、1. に規定の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、1 億 5 千万ドンから 3 億ドンまでの罰金を科す。

8. 侵害商品が 2 億ドンから 3 億ドンまでの価値を有する場合は、1. に規定の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、3 億ドンから 4 億 5 千万ドンまでの罰金を科す。

9. 侵害商品が 3 億ドンを越える価値を有する場合は、1. に規定の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、4 億 5 千万ドンから 5 億ドンまでの罰金を科す。

10. 次の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、1. から 9. までに規定の罰金レベルの 1.5 倍に等しい罰金(ただし、5 億ドンを超えない)を科す。

a) 偽造標章又は地理的表示を付した商品の製造、加工、組立て及び包装の諸段階を含む生産を行うこと

b) 商品上に、偽造標章又は地理的表示を付した印章、ラベル又は他の物の、印刷、接着、貼付、型押し若しくは刻印又は他の貼着を含む付着を行うこと

c) 偽造標章又は地理的表示を付した商品を輸入すること

d) a), b) 及び c) に規定の違反行為をなすために他人に発注し、委託し、又は他人を雇うこと

11. 侵害商品又はサービスの価値が決定できない場合は、1. 及び 10. に規定の違反行為に対し、1 千万万ドンから 9 千万ドンまでの罰金を科す。

12. 保護された他人の標章又は地理的表示を模倣した標識を広告に使用する、又は当該標識を事業取引書類、看板、商品包装、又は事業若しくはサービス手段又は広告媒体に表示する行為に対し、2 千万ドンから 4 千万ドンまでの罰金を科す。

13. 追加罰則措置

a) 1. から 12. までに規定の違反行為について、行政上の違反行為の実行に使用された物的証拠又は手段を没収する。

b) 1. から 12. までに規定の違反行為について、電子商取引も含め侵害商品又はサービスの取引を3月以下の間停止する。

14. 救済

a) 1. から 12. までに規定の違反行為について、侵害要素の除去又は廃棄を強制し、侵害要素を除去することができない違反商品の廃棄を強制する。

b) 1. から 11. までに規定の違反行為について、侵害商品の非商業目的の流通又は使用を強制する。

c) 1. から 11. までに規定の違反行為について、侵害通過商品のベトナム領域からの追放を強制し、又は偽造標章若しくは地理的表示を付した輸入商品又は偽造標章若しくは地理的表示を付した商品を生産するために主として使用された輸入原材料、資材及び手段について当該商品の侵害要素を除去した後に再輸出を強制する。

d) 12. に規定の違反行為について、広告媒体又はウェブサイト上の侵害商品又はサービスに関する情報の除去、又は侵害要素を含む企業又はドメイン名称の変更若しくは取下を強制する。

e) 1. から 12. までに規定の違反行為について、侵害行為の実行による不法収益を国庫に入金する。

第 13 条 偽造標章又は地理的表示を付した印章、ラベル又は物品の生産、輸入、取引、輸送、又は販売のための保管

1. 次の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、1 千万ドンから 5 千万ドンまでの罰金を科す。

a) 偽造標章又は地理的表示を付した印章、ラベル、包装又は物品を販売、輸送、供給、保管、販売のために展示すること

b) a) に規定の違反行為をなすために他人に発注し、委託し、又は他人を雇うこと

2. 次の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、2 千万ドンから 7 千万ドンまでの罰金を科す。

a) 偽造標章又は地理的表示を付した印章、ラベル、包装又は物品の設計及び印刷、輸入の段階を含む生産を行うこと

b) a) に規定の違反行為をなすために他人に発注し、委託し、又は他人を雇うこと

3. 追加罰則措置：

a) 1. 及び 2. に規定の違反行為について、物的証拠又は違反行為の実行に使用された手段を没収する。

b) 1. 及び 2. に規定の違反行為について、6 月以下の期間につき侵害商品の取引又は侵害サービスの提供を停止する。

4. 救済

a) 1. 及び 2. に規定の違反行為について、侵害要素の除去を強制し、偽造標章又は地理的表示を付した印章、ラベル又は物品の廃棄を強制する。

b) 1. 及び 2. に規定の違反行為について、侵害行為の実行による不法収益を国庫へ入金する。

第 14 条 工業所有権分野における不正競争

1. 侵害商品又はサービスが 5 百万ドン以下の価値を有する場合は、次の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、2 百万ドンから 4 百万ドンまでの罰金を科す。
 - a) 商品又はサービスであって、標章、商号、事業表象又はスローガン、地理的表示、商品の包装意匠又はラベルを含む取引表示を付し、それによって商品又はサービスの事業体又は活動、取引元、又は商品若しくはサービスの出所、生産方法、用途、品質、数量その他の特徴、又は商品又はサービスの提供の条件について誤認を与えるものを販売し、輸送し、通過させ、販売のために保管すること
 - b) a) に規定の違反行為をなすために他人に発注し、委託し、又は他人を雇うこと
2. 侵害商品又はサービスが 5 百万ドンから 1 千万ドンまでの価値を有する場合は、1. に規定の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、4 百万ドンから 8 百万ドンまでの罰金を科す。
3. 侵害商品又はサービスが 1 千万ドンから 2 千万ドンまでの価値を有する場合は、1. に規定の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、8 百万ドンから 1 千 5 百万ドンまでの罰金を科す。
4. 侵害商品又はサービスが 2 千万ドンから 4 千万ドンまでの価値を有する場合は、1. に規定の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、1 千 5 百万ドンから 3 千万ドンまでの罰金を科す。
5. 侵害商品又はサービスが 4 千万ドンから 7 千万ドンまでの価値を有する場合は、1. に規定の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、3 千万ドンから 5 千万ドンまでの罰金を科す。
6. 侵害商品又はサービスが 7 千万ドンを越える価値を有する場合は、1. に規定の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、5 千万ドンから 7 千万ドンまでの罰金を科す。
7. 次の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、1. から 6. までに規定の罰金レベルの 1.2 倍に等しい罰金(ただし、7 千万ドンを超えない)を科す。
 - a) 標章、商号、事業表象又はスローガン、地理的表示、商品の包装意匠又はラベルを含む取引表示を付し、それによって商品又はサービスの事業体又は活動、取引元、又は商品若しくはサービスの出所、製造方法、用途、品質、数量その他の特徴、又は商品若しくはサービスの提供の条件について誤認を与えること
 - b) a) に規定の誤認を与える取引表示を付した商品を生産又は輸入すること
 - c) a) 及び b) に規定の違反行為をなすために、他人に発注し、委託し、又は他人を雇うこと
8. 侵害商品又はサービスの価値が決められない場合は、1. 及び 7. に規定する誤認を与える取引表示を使用する行為に対し、1 千万ドンから 5 千万ドンまでの罰金を科す。
9. 次の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、1 千万ドンから 3 千万ドンまでの罰金を科す。
 - a) 事業秘密の権利を侵害すること
 - b) 商品又はサービスの事業体、活動若しくは取引元、又は商品若しくはサービスの出所、製造方法、用途、品質、数量その他の特徴、又は商品又はサービスの提供条件について誤認を与える取引表示を取引書類、又はサービスも含む事業手段、看板及び商品包装に広告し又は使用すること
10. 次の違反行為の何れかをなす組織又は個人に対し、5 百万ドンから 2 千万ドンまでの罰

金を科す。

a) 他人の保護された標章，地理的表示又は商号と同一の又は混乱させる程に類似のドメイン名称を，ドメイン名称を盗用するために，使用する権利を登録し若しくは盗用し又は使用して，当該標章，商号又は地理的表示の評判を利用し又は害すること

b) 標章所有者の代理人に当該標章を使用することを禁止する条約であって，ベトナムが締約国であるものの締約国で保護されている標章を使用すること。ただし，その使用者が標章所有者の代理人であり，この使用が標章所有者によって許可されておらず，正当化されてもいないことを条件とする。

11. 追加罰則措置

a) 1. から 10. までに規定の違反行為について，行政上の違反行為の実行に使用された物的証拠又は手段を没収する。

b) 1. から 10. までに規定の違反行為について，電子商取引活動も含め侵害商品又はサービスの取引を6月以下の間停止する。

12. 救済：

a) 1. から 10. までに規定の違反行為について，侵害要素の除去又は廃棄を強制し，侵害要素を除去することができない違反商品の廃棄を強制する。

b) 1. から 10. までに規定の違反行為について，侵害商品の非商業目的の流通又は使用を強制する。

c) 9. 及び 10. に規定の違反行為について，広告媒体又はウェブサイト上の侵害商品又はサービスに関する情報の除去を強制し，侵害要素を含む企業又はドメイン名称の変更若しくは取下を強制する。

d) 1. から 10. までに規定の違反行為について，侵害行為の実行による不法収益を国庫に入金する。

第 III 章 罰則措置をとる権限

第 15 条 違反行為を処理する権限

1. 科学技術監査機関は、商品の通過又は輸入においてなされた違反行為を除き、第 II 章に規定する違反行為を処理する権限を有する。
2. 情報通信監査機関は、第 9 条に規定する違反行為及び第 14 条 10. a) に規定する侵害行為を処理する権限を有する。
3. 市場管理機関は、第 6 条及び第 9 条に規定する違反行為並びに国内市場での商品の取引又は輸送における第 11 条、第 12 条及び第 13 条に規定する侵害行為を処理する権限を有する。
4. 税関機関は、第 6 条及び第 9 条に規定する違反行為並びに商品の通過又は輸入における第 II 章第 2 節に規定する侵害行為を処理する権限を有する。
5. 公安機関は、第 9 条に規定する違反行為、並びに第 9 条に規定する侵害行為、並びに第 12 条及び第 13 条に規定する侵害行為を処理する権限を有する。
6. 競争管理局は、第 14 条に規定する違反行為を処理する権限を有する。
7. 省レベル及び県レベル人民委員会は、それぞれの地域においてなされる工業所有権の違反行為を、行政上の罰則措置法令第 42 条に規定する権限決定原則に従って、処理する権限を有する。

第 16 条 科学技術監査機関の罰則措置をとる権限

1. 科学技術省監査機関の監査官又は省レベル科学技術局監査機関の監査官であって公務執行中の者は、次のとおりとすることができる。
 - a) 警告を科す。
 - b) 行政上の違反行為の実行において使用された物的証拠又は手段であって、2 百万ドン以下の価値のものを没収する。
 - c) 第 3 条 3. a), d), e), f) 及び g) に規定する救済を適用する。
2. 省レベル科学技術局の首席監査官は、次のとおりとすることができる。
 - a) 警告を科す。
 - b) 3 千万ドン以下の罰金を科す。
 - c) 行政上の違反行為の実行において使用された物的証拠又は手段を没収する。
 - d) 工業所有権代理業務の開業認定証の使用権を期限付きで剥奪する。
 - e) 侵害商品の取引又は侵害サービスの提供を 3 月以下の期間停止する。
 - f) 第 3 条 3. a), b), d), e), f), g) 及び h) に規定する救済を適用する。
3. 科学技術省の首席監査官は、次のとおりとすることができる。
 - a) 警告を科す。
 - b) 5 億ドン以下の罰金を科す。
 - c) 工業所有権代理業務の開業認定証、鑑定人認定証、工業所有権鑑定業務資格認定証を使用する権利を期限付きで又は無期限に剥奪する。
 - d) 侵害商品の取引又は侵害サービスの提供を 6 月以下の期間停止する。
 - e) 行政上の違反行為の実行において使用された物的証拠又は手段を没収する。
 - f) 第 3 条 3. a), b), d), e), f), g) 及び h) に規定の救済を適用する。

第 17 条 情報通信監査機関の罰則措置をとる権限

1. 情報通信省監査機関の監査官又は省レベル科学技術局監査機関の監査官であって公務執行中の者は、次のとおりとすることができる。

- a) 警告を科す。
- b) 2 百万ドン以下と評価された行政上の違反行為の実行において使用された物的証拠又は手段を没収する。
- c) 第 3 条 3. a) に規定の救済を適用する。

2. 省レベル情報通信局の首席監査官は、次のとおりとすることができる。

- a) 警告を科す。
- b) 3 千万ドン以下の罰金を科す。
- c) 行政上の違反行為の実行において使用された物的証拠又は手段を没収する。
- d) 法律に規定する当該人の権限内のライセンスを使用する権利を剥奪する。
- e) 侵害商品の取引又は侵害サービスの提供を 3 月以下の期間停止する。
- f) 第 3 条 3. a) に規定の救済を適用する。

3. 情報通信省の首席監査官は、次のとおりとすることができる。

- a) 警告を科す。
- b) 7 千万ドン以下の罰金を科す。
- c) 侵害商品の取引又は侵害サービスの提供を 6 月以下の期間中断する。
- d) 法律に規定する当該人の権限内のライセンスを使用する権利を剥奪する。
- e) 行政上の違反行為の実行において使用された物的証拠又は手段を没収する。
- f) 第 3 条 3. a) に規定の救済を適用する。

第 18 条 市場管理官の罰則措置をとる権限

1. 市場管理班の班長は、次のとおりとすることができる。

- a) 警告を科す。
- b) 5 百万ドン以下の罰金を科す。
- c) 3 千万ドン以下と評価された行政上の違反行為の実行において使用された物的証拠又は手段を没収する。
- d) 第 3 条 3. a), d), e), f), g) 及び h) に規定の救済を適用する。

2. 県レベル市場管理局局長は、次のとおりとすることができる。

- a) 警告を科す。
- b) 2 千万ドン以下の罰金を科す。
- c) 行政上の違反行為の実行において使用された物的証拠又は手段を没収する。
- d) 法律に規定する当該人の権限内のライセンスを使用する権利を剥奪する。
- e) 第 3 条 3. a), b), d), e), f), g) 及び h) に規定の救済を適用する。

3. 省レベル市場管理局局長は、次のとおりとすることができる。

- a) 警告を科す。
- b) 7 千万ドン以下の罰金を科す。
- c) 行政上の違反行為の実行において使用された物的証拠又は手段を没収する。
- d) 法律に規定する当該人の権限内のライセンスを使用する権利を剥奪する。
- e) 第 3 条 3. a), b), d), e), f), g) 及び h) に規定の救済を適用する。

第 19 条 税関官吏の罰則措置をとる権限

1. 県レベル税関局又は通関後検査局の専門実施班班長は、次のとおりとすることができる。
 - a) 警告を科す。
 - b) 5 百万ドン以下の罰金を科す。
2. 県レベル税関局又は通関後検査局の局長、又は省の、省間の又は中央直轄市の税関局(以下、省レベル税関局という)の取締班班長、密輸取締班班長、及び税関総局の密輸調査局海上パトロール隊隊長は、次のとおりとすることができる。
 - a) 警告を科す。
 - b) 2 千万ドン以下の罰金を科す。
 - c) 法律に規定する当該人の権限内のライセンスを使用する権利を剥奪する。
 - d) 行政上の違反行為の実行において使用された物的証拠又は手段を没収する。
3. 税関総局の密輸対策調査局及び通関後検査局局長、並びに省レベル税関局局長は、次のとおりとすることができる。
 - a) 警告を科す。
 - b) 7 千万ドン以下の罰金を科す。
 - c) 行政上の違反行為の実行において使用された物的証拠又は手段を没収する。
 - d) 法律に規定する当該人の権限内のライセンスを使用する権利を剥奪する。
 - e) 第 3 条 3. に規定する救済を適用する。

第 20 条 公安官吏の罰則措置をとる権限

1. 県レベル公安委員長、経済管理秩序及び職務に関する犯罪調査を行う警察部部長、及び国境口又は輸出処理区域警察署署長は、次のとおりとすることができる。
 - a) 警告を科す。
 - b) 1 千万ドン以下の罰金を科す。
 - c) 行政上の違反行為の実行において使用された物的証拠又は手段を没収する。
 - d) 法律に規定する当該人の権限内のライセンスを使用する権利を剥奪する。
 - e) 第 3 条 3. a), b), d), e), f) 及び g) に規定の救済を適用する。
2. 省レベル公安局局長は、次のとおりとすることができる。
 - a) 警告を科す。
 - b) 3 千万ドン以下の罰金を科す。
 - c) 行政上の違反行為の実行において使用された物的証拠又は手段を没収する。
 - d) 法に規定する当該人の権限内のライセンスを使用する権利を剥奪する。
 - e) 第 3 条 3. a), b), d), e), f), g) 及び h) に規定の救済を適用する。
3. 経済管理秩序職務に関する犯罪調査を行う公安局局長は、次のとおりとすることができる。
 - a) 警告を科す。
 - b) 5 億ドン以下の罰金を科す。
 - c) 行政上の違反行為の実行において使用された物的証拠又は手段を没収する。
 - d) 法律に規定する当該人の権限内のライセンスを使用する権利を剥奪する。
 - e) 第 3 条 3. a), b), d), e), f), g) 及び h) に規定の救済を適用する。

第 21 条 競争管理局局長の罰則措置をとる権限

競争管理局局長は、次のとおりとすることができる。

1. 警告を科す。
2. 7 千万ドン以下の罰金を科す。
3. 行政上の違反行為の実行において使用された物的証拠又は手段を没収する。
4. 法律に規定する当該人の権限内のライセンスを使用する権利を剥奪する。
5. 第 3 条 3. a), b), d), e), f), g) 及び h) に規定の救済を適用する。

第 22 条 県及び省レベル人民委員会議長の罰則措置をとる権限

1. 県レベル人民委員会議長は、次のとおりとすることができる。

- a) 警告を科す。
- b) 3 千万ドン以下の罰金を科す。
- c) 行政上の違反行為の実行において使用された物的証拠又は手段を没収する。
- d) 法律に基づいてライセンス及び開業認定証を使用する権利を剥奪する。
- e) 第 3 条 3. a), b), d), e), f), g) 及び h) に規定の救済を適用する。

2. 省レベル人民委員会議長は、次のとおりとすることができる。

- a) 警告を科す。
- b) 5 億ドン以下の罰金を科す。
- c) 行政上の違反行為の実行において使用された物的証拠又は手段を没収する。
- d) 法律に基づいてライセンス及び開業資格認定証を使用する権利を剥奪する。
- e) 第 3 条 3. に規定の救済を適用する。

第 23 条 抑止及び罰則確保措置を適用する権限

1. 県レベル公安委員長、経済管理秩序及び職務に関する犯罪調査を行う警察部部長、及び国境口警察署署長、県レベル税関支局局长、省レベル税関局取締班班長、税関総局密輸対策調査局密輸取締班班長及び海上パトロール隊隊長、市場管理班班長、省レベル科学技術局首席検査官、並びに科学技術省首席検査官は、知的所有権法第 215 条 1. に規定する条件に基づき、行政上の罰則措置法令第 46 条に規定する手続に従い、工業所有権の違反行為の実行に使用された物的証拠及び手段を一時差押することができる。

2. 県レベル公安委員長、経済管理秩序及び職務に関する犯罪調査を行う警察部部長、国境口警察署署長、県レベル税関支局局长、省レベル税関局取締班班長、税関総局密輸対策調査局の密輸取締班班長及び海上パトロール隊隊長、市場管理班班長、人民公共安全隊員、市場取締官、並びに科学技術専門検査官であって公務中の者は、工業所有権分野における行政上の違反行為の物的証拠が車輛又は物品に隠匿されていると信じる理由を有するときは、知的所有権法第 215 条 1. に規定する条件に基づき、かつ、行政上の罰則措置法令第 48 条に規定する手続に従い、当該車輛又は物品を捜索することができる。

3. 県レベル公安委員長、経済管理秩序及び職務に関する犯罪調査を行う警察部部長、及び国境口警察署署長、県レベル税関支局局长、省レベル税関局取締班班長、税関総局密輸対策調査局の密輸取締班班長及び海上パトロール隊隊長、及び市場管理班班長は、知的所有権法第 215 条 1. に規定の条件に基づき、かつ、行政上の罰則措置法令第 45 条、第 47 条及び第 49 条に規定の手続に従い、行政手続に従って人を収監する若しくは取り調べること、又は

工業所有権分野における行政上の違反行為の実行に使用された物的証拠若しくは手段が隠匿されている場所を捜索することを決定することができる。2008年12月16日政令No. 128/2008/NC-CP 第17条に行政上の罰則措置法令の複数条を詳細列挙する。

第 IV 章 違反行為処理手続

第 24 条 違反行為の処理を請求する権利並びに違反行為の発見及び処理において主導権を取る権限

1. 工業所有権分野における違反行為の処理を請求することができる工業所有権所有者は、次の者を含む。

a) 違反行為により生じた損害を被る工業所有権所有者。これには、ベトナムで現に保護されている地理的表示を管理することを許可されている組織も含める。

b) 工業所有権対象物件を使用することをライセンスされている者であって、違反行為により生じた損害を被るもの。ただし、違反行為の処理を請求する権利が工業所有権所有者によって制限されていないことを条件とする。

知的所有権法第 211 条 1. a) に規定の工業所有権を侵害する行為及び知的所有権法第 130 条に規定の不正競争行為の処理を請求する権利を行使するときは、本項に定義された組織及び個人は、その請求において違反行為の性質と程度を明瞭に表示し、かつ、第 26 条(2)に規定の書類及び証拠を提供しなければならない。

2. 工業所有権を侵害する行為であって消費者又は社会に害を及ぼすもの、偽造標章又は地理的表示を付した商品、印章、ラベル又は物品に関する違反行為を発見した組織又は個人、工業所有権分野の不正競争行為により生じた損害を被る又は被る虞のある組織又は個人は、違反行為の検証及び罰則措置の手続をするよう管轄機関に通知し、かつ、請求することができる。

本項に定義する組織又は個人の通知を受け、違反行為を処理する権限を有する機関は、3. に基づく違反行為を検証し、かつ、取り締るに際し、工業所有権所有者を検査し、調整する。

3. 違反行為を処理する権限を有する機関は検査、審査、発見において主導権を取り、次の対象物件に関する違反行為を検証し処理するに際し、工業所有権所有者と調整しなければならない。

a) 偽造標章又は地理的表示を付した商品、印章、ラベル、包装及びその他の物品

b) 食品、食材、医薬品、化粧品、家畜飼料、肥料、獣医薬品、植物保護薬品、建設資材、運輸手段、医療、農業又は環境用途の化学品に関連する侵害商品又はサービス、及び定期的又は随時の検査若しくは審査の遂行中に権限を有する者によって特定されたその他の品目

第 25 条 違反行為処理の授権された請求

1. 違反行為処理の請求を直接提出しない、第 24 条 1. に定義する工業所有権所有者は、ベトナムにおけるその代理店、支店若しくは代理人又は工業所有権代理業務の提供者に本政令に基づく違反行為処理請求のすべての手続を遂行するよう授権することができる。

2. 授権は、委任状の様式により書面でなされなければならない。違反行為処理請求に同封される当該委任状は、原本でなければならず、かつ、法定代理人の署名、及び授権人が適法に登録された印、又は公証人、領事館若しくは地方自治体の認証、又は当該書類が作成される場所において法律に基づいて適法とみなされる他の様式を有する場合は、授権人の認証印が付されなければならない。外国語で作成された委任状は、公証人、領事館若しくは地方自治体によって認証されたベトナム語翻訳文を同封しなければならず、授権された者である工業所有権代理業務提供人による保証及び認証を有さなければならない。委任状の謄本が同一

の違反行為処理機関に先に提出された一件書類に含まれている委任状原本を参照している場合は、当該謄本も、原本が依然として有効であり授權の内容と整合する限り、有効とみなされる。

3. 知的所有権法第 107 条に基づいて権利を確定する手続において有効な委任状であって、ベトナムにおける工業所有権の執行及び保護を含む授權内容を明瞭に表示するものは、本政令に基づく違反行為処理請求の手続においても法的に有効である。

4. 授權、権利及び義務、並びに授權された代理人の職務、再授權若しくは代理授權の有効性に関する事項の条件は、委任状の内容及び民法に従う。

第 26 条 違反行為処理の請求

1. 違反行為処理の請求は、請求日、請求受領機関、請求組織又は個人に関する情報、法定代理人又は授權された組織又は個人、問題となっている工業所有権対象物件、侵害の標識を表示する商品又はサービス、侵害組織又は個人の名称及び宛先、提案された処理措置、請求組織若しくは個人の又は授權された組織若しくは個人の法定代理人の署名、並びに(該当する場合)署名認証印を明瞭に表示して書面によりなされなければならない。そのような請求が先に他の機関になされている場合は、当該機関及び請求日を明瞭に表示しなければならない。

2. 違反行為処理の請求書は、違反行為処理を請求する権利を証明する書類、侵害行為、商品又はサービス、侵害行為がなされ若しくは侵害商品又はサービスが存在する場所を説明する書類又は写真を同封しなければならない。請求人は、管轄機関が侵害行為及び商品又はサービスを特定するのを助けるためにその他の書類、見本又は証拠を提供することができる。

第 27 条 違反行為処理を求める請求書の受領及び審査

1. 違反行為処理請求書を受け取ったときは、違反行為処理機関は、次のとおりとする。

a) 違反行為処理権限を決定する。違反行為処理請求書が、他の機関の処理権限に属する場合は、当該請求を当該機関に提出するよう請求人を指導する。

b) 請求書に同封された書類及び証拠を審査する。

2. 違反行為処理請求書の審査は、次のとおりになされる。

a) 請求書受領後 10 就業日以内に、違反行為処理機関は、請求書並びに同封された書類及び証拠の有効性を検討する。

b) 請求人によって提供された書類又は証拠が十分でない場合は、違反行為処理機関は、請求人に書類及び証拠を補充するよう請求しなければならない。又は請求された後 30 日以内に説明書を提出しなければならない。

c) 処理の事案を受理する権限を有する機関は、違反行為を申し立てられた者に情報及び証拠を提供して説明書を提出するよう、工業所有権担当の国家管理機関の鑑定人の所見を求めよう、又は事案の状況を明らかにするために工業所有権鑑定を請求するよう請求することができる。

d) 要件を満たす完全な一件書類の受領後 30 日以内に、権限を有する者は、処理予定期間、手続及び措置を請求人に通知し、違反行為の検査、審査、検証及び処理において工業所有権所有者の協力及び支援を請求する。

3. 違反行為について処理を請求されている当事者の権利及び責任

- a) 事案の処理中に、処理を請求されている当事者は、請求人に同意できない場合は、現に違反行為の処理をしている権限を有する者の通知に定められた日後又は行政上の違反行為の調書作成日後 10 日以内に、自発的に又は権限を有する者の請求により、情報、書類又は証拠を提供し、説明書を提出することができる。処理を請求された当事者は、納得できる理由がある場合は、事案を現に処理している権限を有する者に、通知に定められた日後又は行政上の違反行為の調書作成日後 30 日以内の期間、当該期限を延長するよう書面で請求することができる。
- b) 処理を請求されている当事者は、a)に基づいて情報、書類及び証拠を提供し、説明書を提出するよう他の組織又は個人に第 25 条に基づいて授權することができる。
- c) 処理を請求されている当事者は、自己の行為が、発明又は実用新案の方法の権利を侵害しないことを証明するために、当該発明又は実用新案の権利を侵害する方法によって生産されたと信じられる製品が、実際には発明又は実用新案として保護されている方法によって生産されておらず、知的所有権法第 203 条 4. に規定する関連条件を満たしていることを証明する義務を有する。
- d) 処理を請求されている当事者が、その適法の行為を証明する情報、書類、証拠及び説明書を提供しないか又は不十分なものを提供する場合は、権限を有する者は、処理決定を出すために、検査及び審査結果並びに請求によって提供された情報、書類及び証拠に基づいて事案を処理することを決定する。

第 28 条 違反行為を特定するための証拠及び情報の提供

1. 違反行為処理の請求人は、工業所有権鑑定を請求し、若しくは工業所有権担当の国家管理機関に保護範囲及び侵害要素を特定するための鑑定所見を提供するよう請求することができる。又は侵害行為を証明し事案の状況を明らかにするための書類及び証拠を提供する上での主導権を取ることができる。
2. 違反行為を処理する権限を有する機関は、与えられた期限内に書類、証拠及び説明書を提供する又は事案の状況を明らかにすることを請求人に請求し、違反行為の兆候、真正な商品及び偽造又は侵害商品、合法商品の供給元又は消費地、工業所有権対象物件のライセンス範囲を越えて生産された商品又は並行輸入以外の輸入品を特定する根拠を特定する情報、書類及び見本を提供するよう工業所有権所有者に請求することができる。
3. 違反行為を処理する権限を有する機関は、検査、検証、証拠収集、工業所有権の保護範囲の決定、及び知的所有権法に基づく違反行為の特定を自発的に行うことができる。必要なときは、同機関は、検証を行い、違反行為の証拠を収集することを職務機関に請求し、工業所有権担当の国家管理機関に鑑定所見の提供又は保護範囲及び侵害要素を特定するための工業所有権鑑定を請求することができる。
4. 鑑定結論書を作成する工業所有権鑑定組織又は鑑定人は、その鑑定及び鑑定結論書に述べる結論の公正性、真実性及び適法性に法的責任を取らなければならない。違反行為処理権限を有する者は、違反行為を特定するために、商品又はサービスに偽造標章又は地理的表示が付されていることの工業所有権所有者の確認書、工業所有権担当の国家管理機関の鑑定所見書、及び鑑定結論書を自己の根拠とすることができるが、自己の違反行為結論及び違反行為処理決定について法的責任を取らなければならない。
5. 違反行為処理の権限を有する機関は、偽造又は侵害商品の生産地、消費経路及び供給元、

並びに事案の状況に関して、工業所有権所有者又は他の機関若しくは組織の紛争を解決する、又は違反行為に罰則措置をとる権限を有する者の請求があったときは、当該情報が事案の処理の効力を妨げず、かつ、法によって機密と規定されていない限り、関連情報を提供することができる。

6. 事案を処理する権限を有する機関は、違反行為について処理を請求されている当事者及び事案において関係する権利及び利益を有する当事者に対し、それらの者の請求及び言分を証明する、又は相手当事者の請求及び言分に反論する情報、書類及び証拠を提供するよう請求することができ、違反行為の事案に関する証拠及び書類を現に保持又は管理する当事者に対し、事案処理の基礎となる証拠及び書類を提供するよう請求することができる。

7. 工業所有権所有者又はその授権された代理人は、検査、審査、検証、証拠収集、真正商品、偽造又は侵害商品、及び商品、物品、原材料、資材及び事業手段に関する侵害要素の特定、並びに侵害商品又はサービスの処理措置の決定における自己の参加及び援助を許可するよう違反行為処理の権限を有する機関に請求することができる。違反行為処理権限を有する機関は、処理の対象である当事者の正当な請求によって事業秘密を守る必要がない限り、請求されたとおり参加を許可する決定をする。

第 29 条 争いのある違反行為の処理

1. 違反行為処理の請求書が受理された後に、登録権、所有権、違反行為処理請求権、工業所有権保護の条件又は範囲に関して、審判請求、告発又は紛争が生じた場合は、処理事案を受理する権限を有する機関は、次の処理措置をとる。

a) 知的所有権法に基づいて権限を有する機関による審判請求、告発又は紛争の解決を請求する手続を遂行するよう関係当事者に請求すること

b) 工業所有権所有者に対し、説明書を提出し若しくは確約をすること、又は工業所有権担当国家管理機関に対し審判請求、告発又は紛争の対象である工業所有権の法的地位を明らかにするよう請求することを請求すること。処理事案を受理する権利を有する機関は、工業所有権所有者の説明書又は確約書又は工業所有権担当国家管理機関の回答書を受領後 15 日以内に、同機関が処理手続を遂行するか又は違反行為処理を拒絶するかを請求人に通知する。

2. 違反行為処理請求書が受理されたが、事案の関係当事者が合意に達し、第三者、消費者及び社会の権利及び利益を害さず知的所有権法を守る処理措置を提案する場合は、違反行為処理権限を有する機関は、当該処理措置を認定し、事案の処理を終了させる。

第 30 条 違反行為の処理拒絶又は処理停止

1. 違反行為処理機関は、次の場合は、違反行為処理を拒絶する。

a) 違反行為処理請求書が、関連する工業所有権が争われているときに提出される。

b) 工業所有権所有者の地位及び第 27 条 2. b) に基づく違反行為を証明する説明又は証拠の追加に関して、請求人が違反行為処理機関の要件を満たさない。

c) 行政上の違反行為の罰則措置についての時効が、行政上の罰則措置法令第 10 条 1. に基づいて満了している。

d) 違反行為処理機関又は公安機関の検証結果が、違反行為処理請求書に記述された違反のないことを証明している。

e) 違反行為処理手続を遂行する根拠の欠如に関して、権限を有する機関の結論、決定又は

通知がある。

f) 当該行為が、知的所有権法に基づく違反行為とみなされず、本政令に規定する行政上の罰則措置の対象ともみなされない。

2. 違反行為処理請求書を受領する者は、次の場合は、違反行為処理手続を中止する。

a) 請求が受理された後に審判請求、告発又は紛争が生じたために、第 29 条 1. に定義する権限を有する機関による処理の結果が係属中である。

b) 請求人が、違反行為取締請求書の取下を書面で請求する。

c) 関係当事者が、第 29 条 2. に基づいて事案の処理に関して合意に達することができる。

3. 違反行為が偽造標章又は地理的表示を付した商品又はその包装、印章、ラベル又はその他の物品の生産又は取引に関係している場合は、罰則措置権限を有する者は、2. b) に基づく違反行為処理請求書の取下通知の受領後であっても当該違反行為の行政上の罰則措置の手続をなお遂行するものとする。

第 31 条 違反行為処理における協調

1. 違反行為処理における協調の要件

a) 複雑な状況又は異なる組織及び個人を含む違反行為については、違反行為処理の請求書を受領する権限を有する機関は、権限を有する機関及び関係地域における工業所有権担当国家管理機関に対し、違反行為処理において互いに協調するよう請求することができる。違反行為処理における協調の請求は、事案に関する簡潔な情報を含まなければならない。協調した処理を要する争点を提案し、請求受領機関が回答するための 15 日の期限を指示しなければならない。

b) 協調の請求を受領する機関は、協調を拒絶する場合を除き、指示された期限内に回答しなければならない。協調の拒絶の場合は、同機関は理由を明瞭に述べなければならない。

2. 違反行為処理請求書の他の機関による審査及び処理結果の使用

a) 違反行為処理機関は、同一若しくは類似の違反行為に適用される、又は同一の工業所有権所有者の同一の工業所有権対象物件に関係する処理措置及び罰則措置レベルの均等性を確保するために、他の権限を有する機関(ある場合)によって行われた違反行為の特定又は侵害商品の価値の決定についての結果を使用することができる。

b) 複数の権限を有する機関が、違反行為の特定、措置及び違反行為処理の範囲に関して異なる意見、結論及び決定を有する場合は、違反行為処理権限を有する者は、違反行為に関する結論の作成において、権限を有する者を援助するために関連する専門分野の権威のある鑑定人から成る諮問委員会を設けることができる。

第 32 条 抑止及び行政上の罰則措置確保策の適用

1. 罰則措置権限を有する者は、次の場合は、抑止及び罰則措置確保策を適用する決定を发出する。

a) 違反行為が、消費者又は社会に深刻な害を及ぼす虞があり、違反行為の証拠物件の散逸の虞がある。

b) 違反者が、違反行為に対する自己の責任を回避する兆候を示す。

c) 罰則措置決定に従う違反者の可能性が確保されなければならない。

2. 違反行為処理の請求人は、1. に規定の状況が生じる場合は、抑止及び罰則措置確保策を

取るよう取締権限を有する者に請求することができる。

3. 工業所有権分野の違反行為を抑止し行政上の罰則措置を確保する策は、人の拘束、違反行為実行に使用された商品、物的証拠又は手段の一時差押、人、輸送手段、物品又は違反行為の実行に使用された商品、物的証拠若しくは手段が隠匿されている場所の捜索を含む。

4. 抑止策及び罰則措置確保策を適用する決定を出す権限を有する者は、当該対策が規則違反で適用された場合は、当該対策の対象である組織又は個人に与えられた損害の補償金を支払う責任を含め、法的責任を取らなければならない。

第 33 条 行政上の罰則措置手続

1. 違反行為を発見したときは、罰則措置をとる権限を有する者は、工業所有権分野における行政上の違反行為の罰則措置に関する規則及び工業所有権法の関連規則を違反行為の組織又は個人に対して明瞭に説明し、法規を厳密に守るよう請求して、当該違反行為の停止を直ちに命令する。

2. 警告を科すための十分な理由及び明瞭な証拠がある場合は、罰則措置権限を有する者は、違反行為の調書を作成する必要はないが、違反行為実行の現場で罰則措置決定を交付することができ、書面により警告が交付されなければならない。

3. 違反行為が罰金の対象であるときに単純手続が適用されない場合は、公務中の権限を有する者は、行政上の罰則措置法令第 55 条に基づいて行政上の違反行為の調書を作成する。調書の作成者は、違反行為の個人又は組織に対し、違反行為についての自己の意見の提出を認める。

4. 罰則措置決定及びその内容は、行政上の罰則措置法令第 56 条に従わなければならない。その交付後 3 日以内に罰則措置を受けた組織又は個人に送付されなければならない。

5. 罰則措置決定が、関連する保護証書、工業所有権移転登録証、工業所有権代理業務の開業認定証、工業所有権鑑定人認定証又は鑑定業務資格認定証の確認、修正、停止、終了又は取消に係る手続の完了を求める追加罰則措置にも係るときは、この決定は、検討及び実行の際の協調のために科学技術省監査機関及び知的所有権国家機関に対し、その交付者が送付しなければならない。

6. 罰則措置決定が、事業登録証、ドメイン名称登録又は商品ラベルの使用権剥奪、取消、停止、無効又は修正の手続の完了を求める追加罰則措置又は救済にも係るときは、この決定は、実行のために関係の国家管理機関及び組織に送付されなければならない。

第 34 条 罰則措置決定の執行

1. 行政上の罰則措置決定の執行及び実行は、行政上の罰則措置法令第 66 条、第 66a 条、第 67 条、第 68 条及び第 69 条に従う。

2. 事業管理機関、ドメイン名称及び広告を管理する機関及び組織は、行政上の罰則措置決定における違反行為の強制終了、侵害要素の除去、侵害商品又はサービスに関する電子商取引活動も含む事業活動の期限付きの停止、広告媒体からの侵害要素の強制除去、侵害商品又はサービスに関する情報のウェブサイトからの強制除去、侵害要素を含む企業又はドメイン名称の変更又は取下の請求を満たさなければならない。

3. 信用機関は、罰金を徴収し、行政上の罰則措置法令及び本政令に基づいて罰則措置権限を有する者の処理決定を基礎として徴収した罰金額を送金又は返金する。

第 35 条 行政上の罰則措置決定の修正，抹消又は無効

1. 工業所有権に関する紛争解決の決定が行政上の罰則措置決定の発出日から 3 月以内に権限を有する機関によって発出され，これが行政上の罰則措置決定の根拠及び内容の変更に至る場合は，罰則措置権限を有する者は，発出された行政上の罰則措置決定の有効性を紛争解決の決定と整合させるために一部又はすべて修正し，無効とし又は取り消す決定を発出する。
2. 行政上の罰則措置決定が罰則措置を受けた組織又は個人によって守られている場合は，罰則措置権限を有する者は，次の策の何れかを取る。
 - a) 罰則措置決定の変更，取消又は無効に関する決定に基づいて送金された罰金額を，罰金を納めた組織又は個人の請求により，罰金を徴収した国家財務当局に対し一部又はすべて返金するよう請求すること
 - b) 差押又は没収されたが未処理の商品，物品又は事業手段を返還すること。当該商品，物品又は事業手段が処理済みの場合は，違反行為処理を請求した組織又は個人は，違反行為処理請求時になされた誓約(ある場合)に従って処理を受けた組織又は個人に補償金を支払う。
 - c) 関係当事者によって合理的に提案された他の処理措置をとること
3. 行政上の罰則措置決定の発出が発出権限，手続又は理由の違反を含む場合は，当該決定は，行政上の罰則措置法令第 118 条，第 119 条及び第 121 条並びに審判請求及び告発の解決に関する法律の規定に基づいて処理する。

第 36 条 違反行為実行に使用された物的証拠及び手段の処理

1. 違反行為実行において使用された証拠又は手段は，次の措置により処理される。
 - a) 侵害要素の強制除去又は廃棄
 - b) 通過侵害商品について侵害要素の強制除去及びベトナム領域からの追放，侵害輸入商品の強制再輸出
 - c) 2. に規定する条件に基づき，非商業目的での強制流通又は使用
 - d) 関係当事者によって合意又は提案されたその他の処理措置であって，知的所有権法に違反せず，第三者，消費者及び社会の利益を害さず，罰則措置権限を有する者に認められたもの
 - e) 侵害要素を除去することができない場合は，違反行為実行において使用された物的証拠及び手段の強制廃棄
2. 非商業目的の強制流通又は使用措置の適用に関する条件は，次のとおりとする。
 - a) 商品及び物品が用途を有しており，かつ，侵害要素を有する製品，印章，ラベル又はその他の物品の部品，部分又は構成要素ではない。
 - b) 侵害要素が除去されている。
 - c) 流通又は使用が，人道的若しくは慈善目的を優先する非商業目的又は公共利益のものである。
 - d) 商品の頒布を受け又は使用のため商品を受け取る者が，工業所有権所有者の潜在的顧客でない。
3. 強制廃棄措置は，次の何れかの条件で適用される。
 - a) 侵害要素を，違反行為実行において使用された製品，商品，印章，ラベル，その他の物品，物的証拠又は手段から除去することができない。
 - b) 商品が用途を有さず，人間，家畜及び植物に有害である。

4. 物的証拠の処理措置の適用条件に関する 1., 2. 及び 3. の規定は、侵害商品の生産又は取引に主に使用された原材料、資材及び手段にも適用される。

5. 罰則措置権限を有する者は、違反行為実行に使用された物的証拠及び手段の処理措置を、罰則措置決定に明瞭に表示しなければならず、この措置は罰則措置決定が署名された後 30 日以内に取られなければならない。

行政上の違反者は、1. に規定する違反行為実行において使用された物的証拠及び手段の処理措置を実施しなければならない。当該措置を自発的に実施しない場合は、そうするよう強制される。当該人は強制措置適用についてのすべての費用を負担しなければならない。

違反行為実行において使用された物的証拠及び手段の処理は、違反行為処理の権限を有する機関の代表者による監督に基づいて行われなければならない。工業所有権所有者及びその授權代理人は、処理について参加し、立会し又は援助することを許可するよう罰則措置権限を有する者に請求することができる。

第 37 条 違反行為の実行に使用された商品、物的証拠及び手段の没収及び処理の手続

1. 違反行為実行において使用された物的証拠及び手段が、偽造標章又は地理的表示を付した商品、偽造標章又は地理的表示付した商品の生産又は取引に主に使用された原材料、資材及び手段、侵害要素を含む印章、ラベル、包装又はその他の物品、侵害要素を含む印章、ラベル、包装又はその他の物品の生産又は取引に主に使用された原材料、資材及び手段であり、書類及び資料が変更、消去、偽造されている場合は、罰則措置権限を有する者は、当該商品、物的証拠及び手段の一時差押並びに没収の罰則措置適用の手続を遂行する。

違反行為実行において使用された侵害商品、物的証拠及び手段が、かさばるもの、輸送困難なもの、又は腐敗性のものである場合は、罰則措置権限を有する者の決定を待つ間の保存のために、違反者への規模縮小引渡の形で一時差押措置が適用される。

2. 没収の罰則措置及び違反行為実行に使用された没収商品、物的証拠及び手段の処理措置は、罰則措置権限を有する者によって決定され、罰則措置決定に次のとおり明瞭に表示される。

a) 侵害要素が除去できる場合は、罰則措置権限を有する者は、違反行為実行に使用された商品、物的証拠及び手段からの侵害要素を除去して、当該商品、物的証拠及び手段のオークション又は非商業目的の流通又は使用への手配をする。ただし、これは工業所有権所有者が人道的、慈善及び社会福祉目的を優先しつつ自己の権利を使う能力に影響を及ぼさないことを条件とする。

b) 違反行為実行に使用された商品、物的証拠及び手段から侵害要素を除去することができない、又は a) に規定する措置の適用条件が十分に満たされない場合は、罰則措置権限を有する者は、行政上の罰則措置法令第 61 条に基づいてその廃棄を手配する。

3. 違反行為実行に使用され没収された物的証拠及び手段の処理は、罰則措置決定が署名された後 90 日以内になされなければならない。罰則措置権限を有する者は、措置の処理を請求する組織又は個人に、当該商品、物的証拠及び手段を処理する時期及び場所を通知しなければならない。

工業所有権所有者及びその授權された代理人は、違反行為実行に使用されて没収された商品、物的証拠及び手段の処理において参加し監督することができ、権限を有する機関を援助しなければならない。

第 V 章 施行規則

第 38 条 経過規定

知的所有権法の複数条を改正補足する法律の施行日又はその後であるが本政令の施行日前に処理を受理された工業所有権の行政上の違反行為の事案は、工業所有権における行政上の違反行為の罰則措置に関する 2006 年 9 月 22 日政令 No. 106/2006/ND-CP に基づいて処理される。工業所有権における行政上の違反行為であって、処理されておらず本政令が軽減罰則措置レベル及び救済を規定するものについては、本政令が適用される。

第 39 条 施行効力

1. 本政令は、2010 年 11 月 9 日に施行され、工業所有権における行政上の違反行為の罰則措置に関する 2006 年 9 月 22 日政令 No. 106/2006/ND-CP を代替する。
2. 科学技術省は、違反行為の特定、行政上の違反行為の実行による不法収益の国庫への送金措置の適用手続及び本政令の施行に関係する他の問題点を指導し、工業所有権法の違反行為の処理に関し、情報を収集保管し統計を作成し、工業所有権の行使に関するデータベース及びコンピューターネットワークを行政上の措置をもって設定及び管理する。
3. 大臣、省庁相当機関の最高責任者、政府直轄機関の最高責任者及び省レベル人民委員会の議長は、その権能と職務の範囲で本政令を施行する。